

都道府県名	市町村名	事業名	事業対象者・条件	事業内容項目を入力	事業内容	問い合わせ先
大分県	宇佐市	宇佐市漁業青年就業準備給付金事業	1.宇佐市内に住所を有する者 2.大分県青年就業準備給付金事業実施要領に定める大分県漁業学校の研修の修了した者 3.大分県青年就業準備給付金事業実施要領に定める給付要件を満たす者 4.宇佐市漁業に就業し、大分県漁業協同組合宇佐支店の組合員になる者 5.市税を滞納していない者	5	大分県漁業マスター制度事業のうち、大分県青年就業準備給付金事業実施要領に基づき、大分県漁業学校研修の修了者に対して、給付金を支給 給付金:最大75万円(ただし、県実施要領に定める給付金額の範囲内)	宇佐市林業水産課 TEL:0978-27-8164
		宇佐市漁業青年就業給付金事業	1.宇佐市内に住所を有する者 2.大分県青年就業給付金事業実施要領に定める支援対象者となる者 3.宇佐市漁業に就業し、大分県漁業協同組合宇佐支店の組合員となる者 4.市税を滞納していない者	5	大分県漁業マスター制度事業のうち大分県青年就業給付金事業実施要領に基づき、新規漁業就業者に対して、県と市と併せて給付金を支給。○独立経営型150万円(1回のみ)、○親元就業型100万円(1回のみ)	
	豊後高田市	新規漁業就業支援事業(家賃助成事業)	1.国や県の研修終了後市内で漁業就業する者 2.就業予定時の年齢が45歳未満の者 3.市税等の滞納がない者	3	新規漁業就業を目的として転入し、国や県の支援事業に基づく研修を受ける者に対し、研修中の生活安定対策として家賃の半額を助成するもの(家賃の半額以内(月額上限25,000円))	豊後高田市 水産・地域産業課 TEL:0978-54-3111
	姫島村	漁業就業者奨励金(漁業担い手総合対策事業)	①姫島村に定住し、新たに漁業に従事し、大分県漁業協同組合姫島支店の推せんのある50歳未満の者 ②大分県漁業学校の研修を受講し、終了した者 ③新規漁業就業者確保・育成支援事業による長期研修を終了した者	5	①新規漁業就業者に対して、一回に限り90万円を支給(②、③に該当しない場合) ②大分県漁業学校の研修を受講する年に75万円を支給し、研修終了後に100万円を支給(親元就業型) ③国の長期研修の研修を受講し、終了した新規就業者に対して、150万円を支給(独立経営型)	姫島村水産・観光商工課 TEL:0978-87-2279
	国東市	国東市青年漁業就業準備給付金事業	大分県漁業学校での研修を受講し、市内に居住し市税を滞納していない者。	5	新規漁業就業者の確保のために漁協や県と連携し、大分県漁業学校での研修を受講する者に対して給付する。75万円補助	国東市林業水産課 TEL:0978-72-5198
		国東市青年漁業就業給付金事業	就業開始時の年齢が45才未満で大分県漁業学校の研修、又は国の新規漁業就業者確保事業による長期研修の修了者等	5	漁船漁業の新規就業者が自立経営できるよう漁協や県と連携し、就業にかかる資金を給付する。 ○独立経営型90万円(1回のみ) ○親元就業型90万円(1回のみ)	
	杵築市	杵築市新規漁業就業者育成支援事業	就業開始時の年齢が50才未満で大分県漁業学校の研修、又は国の新規漁業就業者確保事業による長期研修の修了者	5	漁船漁業の新規就業者が自立経営できるよう漁協や県と連携し、就業にかかる資金を給付する。 ○独立経営型150万円(1回のみ) ○親元就業型100万円(1回のみ)	
		杵築市新規漁業就業準備支援事業	就業開始時の年齢が50才未満で大分県漁業学校の研修の修了者	5	補助金 1名最大75万円(1回のみ)(要件があります)	杵築市農林水産課 TEL:0978-62-1809
		杵築市新規漁業就業者育成支援事業独立経営開始型補助金	就業開始時の年齢が50才未満で大分県漁業学校の研修、又は国の新規漁業就業者確保事業による長期研修の修了者	5	漁船、必要機材等の購入及び整備に要する経費に対し、補助金を交付する。補助対象経費の3分の1(限度額 300万円)	
	別府市	別府市漁業青年就業準備給付金事業	1.別府市内に住所を有する者 2.大分県青年就業準備給付金事業実施要領に定める大分県漁業学校の研修の修了した者 3.大分県青年就業準備給付金事業実施要領に定める給付要件を満たす者 4.別府市漁業に就業し、大分県漁業協同組合別府支店の組合員になる者 5.市税を滞納していない者	5	大分県漁業マスター制度事業のうち、大分県青年就業準備給付金事業実施要領に基づき、大分県漁業学校研修の修了者に対して、給付金を支給 給付金:最大75万円(ただし、県実施要領に定める給付金額の範囲内)	別府市農林水産課 TEL:0977-21-1133
		別府市漁業青年就業給付金事業	1.別府市内に住所を有する者 2.大分県青年就業給付金事業実施要領に定める支援対象者となる者 3.別府市漁業に就業し、大分県漁業協同組合別府支店の組合員となる者 4.市税を滞納していない者	5	大分県漁業マスター制度事業のうち大分県青年就業給付金事業実施要領に基づき、新規漁業就業者に対して、県と市と併せて給付金を支給。○独立経営型150万円(1回のみ)、○親元就業型100万円(1回のみ)	
	大分市	漁業新規就業者育成支援事業	国または県の研修制度を活用して、本市において漁業に新規就業した者	5	漁船及び必要機材等取得費補助(補助率1/2以内)。 独立経営型:上限150万円 親元就業型:上限100万円	大分市林業水産課 TEL:097-585-6028
		漁業青年就業給付金事業	国または県の研修制度を活用して、本市において漁業に新規就業した者	5	漁業新規就業者が自立経営できるよう、漁協や県と連携し、就業にかかる資金を給付する。 ○独立経営型150万円(1回のみ) ○親元就業型100万円(1回のみ)	
	臼杵市	臼杵市漁業担い手育成交付金事業	50歳未満の漁業後継者及び新規就業者	3, 6	①定住支援事業:漁業従事を目的に転入し、アパートなどの民間賃貸住宅を借りる者に対し、家賃の一部を交付するもの(1月当たり、家賃の1/2又は2万円のうちのいずれか低い額)。 ②就業奨励金:漁協の正組合員の資格を所得し、漁協青年部臼杵支部に所属する者に対し奨励金を交付するもの(1人一回限り30万円)。 ③定着支援事業:漁業経営を開始するに当たり、定着促進を図るため、生活安定資金の交付の必要が認められるもの(月額10万円)。	臼杵市産業観光課 TEL:0972-63-1111
	佐伯市	佐伯市青年就業準備給付金事業	大分県漁業学校研修の受講者。	5	研修期間中に必要な資金として、1人当たり年間75万円を限度に給付する。	
		佐伯市青年就業給付金事業	大分県漁業学校研修又は国の新規漁業就業者確保事業による長期研修の修了者等であり、本市において漁業に就業した者。	5	漁船漁業の新規就業者が自立経営できるよう、漁協や県と連携し、就業にかかる資金を給付する。 ○独立経営型150万円(1回のみ) ○親元就業型100万円(1回のみ)	佐伯市水産課 TEL:0972-22-3226